

④ 耐用年数の改定とリース取引

Q : リース期間が耐用年数に比べて相当短いものは、リース取引に該当しないという取扱いがありますが、今年度改正された耐用年数については、どのように取り扱われるのですか？

A : 4月1日以後開始する事業年度に契約するリース取引については、新しい耐用年数で判断します。

【解説】

法人税では、「リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については100分の60)に相当する年数を下回る期間であるもの」は、リース期間が耐用年数に比べて相当短いものに該当し、所有権移転外リース取引に該当しないリース取引として取り扱うこととされています。

ところで、平成20年度の税制改正では、法定耐用年数の大幅な見直しがされており、この4月1日以後に開始する事業年度から、既存の減価償却資産も含めて新しい耐用年数を使用することとなっています。

そこで、お尋ねのような疑問がわいてくるのだと思いますが、この点については、法定耐用年数の見直しは、減価償却制度についての見直しであって、リース税制にまで適用が及ばないとのことですので、平成20年3月31日以前に契約したリース取引については、改正前の耐用年数で判定をし、平成20年4月1日以後開始事業年度において改めて判定し直す必要はないとのこと。※4月以後開始事業年度は新耐用年数にて判定します。

